

クラッシャープラント（第一種特定工作物）の粉碎品目の変更	法4条11項 法43条1項
------------------------------	------------------

- ◎ 適用除外編第2章第2節〔審査基準 2〕
- ◎ 立地基準編第6章〔審査基準 2〕（P132～P137）

法第43条第1項の適用に当たって、クラッシャープラント（第一種特定工作物）の粉碎品目の変更の取扱いは、次のとおりとする。

法以前から存するクラッシャープラントの粉碎品目を、建築基準法別表第2（ぬ）項第3号（13）の「鉱物、岩石又は土砂」から同「コンクリート又はアスファルト・コンクリート（コンクリート塊等を砕いて再生骨材として利用するもの）」に変更する場合は、当該粉碎品目の変更をクラッシャープラントの新設として取り扱わず、法第43条第1項の許可は不要とする。

<留意事項>

ア 上記の「法以前」とは次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 当該クラッシャープラントの敷地が市街化調整区域に指定された日以前
- (2) 法の改正により第一種特定工作物に対する規制が施行された日以前（昭和50年4月1日以前）

イ 法第43条第1項の許可を受けたもの（例えば法第34条第2号の要件に該当するとして許可を受けたもの）の粉碎品目の変更は、本取扱いの対象とはならない。

ウ 敷地増等の開発行為を伴う場合は、本取扱いの対象とはならない。

エ 当該粉碎品目の変更と同時に、増設又は改築（本編P2「第一種特定工作物の建設」参照）が行われる場合についても、本取扱いを適用する。

オ 当該粉碎品目の変更がクラッシャープラントの新設とならず、法第43条第1項の許可が不要であることの判断は、原則として、開発（建築）行為事前協議制度により行うこととする。